

第72回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月25日（金曜日）
午前10時

場所 東京都豊島区南大塚3丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京
6階「コンコード」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

■ 第72回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
■ 事業報告	12
■ 連結計算書類	34
■ 計算書類	45
■ 会計監査人の監査報告	52
■ 監査等委員会の監査報告	56

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

株式会社 **テクノ菱和**

証券コード：1965

証券コード 1965
2021年6月3日

株 主 各 位

東京都港区芝大門2丁目12番8号
(本社事務所)
東京都豊島区南大塚2丁目26番20号
株式会社 テクノ菱和
代表取締役 黒田 英彦
社長執行役員

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区南大塚3丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 6階「コンコード」
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第72期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.techno-ryowa.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎株主総会でのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するご案内

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、同封の議決権行使書のご返送により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申し上げます。
- ・ご来場される株主様には、マスクのご着用やアルコール消毒液による手指の消毒、検温等の感染防止措置にご協力をお願いいたします。
- ・ご来場される株主様で発熱が確認された方や体調不良とお見受けした方には、入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.techno-ryowa.co.jp/>) より、ご通知申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、経営基盤の充実を図りつつ、期間収益および配当性向を勘案しながら、安定して配当を維持することを基本方針といたしております。このような方針のもと、当期の業績や財政状況、配当水準等を総合的に勘案し、当事業年度の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当（12円）を加えました年間配当金は1株につき28円となります。

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金16円
総額348,349,856円
- ② 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討を行った結果、特段指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	黒田英彦 (1954年 3月14日生)	1976年4月 ナミレイ(株)入社 1982年11月 当社入社 2003年6月 同 取締役大阪支店副支店長 2003年10月 同 取締役大阪支店長 2005年10月 同 常務取締役大阪支店長 2010年10月 同 常務取締役東海・西日本事業統轄 2011年4月 同 常務取締役名古屋支店長兼西日本営業統轄 2013年4月 同 常務取締役営業推進本部長兼東京本店長 2014年4月 同 専務取締役東京本店長 2015年4月 同 代表取締役社長 2017年6月 同 代表取締役社長執行役員（現任）	35,242株
取締役候補者とした理由 黒田英彦氏は、長年にわたり営業部門、事業所長等の要職を歴任し、2015年4月以降は代表取締役社長として当社グループの経営を牽引しております。豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者としたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	星野 宏一 (1955年 11月10日生)	1979年 4月 当社入社 2014年 6月 同 取締役大阪支店副支店長 2015年 4月 同 取締役大阪支店長 2017年 6月 同 常務執行役員大阪支店長 2018年10月 同 常務執行役員名古屋支店長兼西日本営業統括 2019年 6月 同 取締役常務執行役員名古屋支店長兼西日本営業統括 2020年 4月 同 取締役専務執行役員名古屋支店長兼西日本営業統括 (現任)	8,443株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>星野宏一氏は、長年にわたり営業部門および事業所長等の要職を歴任し、豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			
3	加藤 雅也 (1959年 12月18日生)	1982年 4月 当社入社 2015年 6月 同 取締役名古屋支店長 2017年 6月 同 上席執行役員名古屋支店長 2018年10月 同 上席執行役員管理本部副本部長 2020年 4月 同 上席執行役員管理本部長 2020年 6月 同 取締役上席執行役員管理本部長 2021年 4月 同 取締役常務執行役員管理本部長 (現任)	8,673株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>加藤雅也氏は、長年にわたり技術部門および事業所長等の要職を歴任し、最近では管理部門の責任者を務めるなど、豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	※ おお いし つとむ 大石 勉 (1961年 2月20日生)	1983年4月 当社入社 2005年1月 同 名古屋支店統括工事部長 2005年4月 同 名古屋支店統括部長 2007年4月 同 名古屋支店副支店長 2009年4月 同 九州支店長 2013年4月 同 大阪支店副支店長 2017年6月 同 執行役員大阪支店副支店長 2018年10月 同 上席執行役員大阪支店長 2020年4月 同 上席執行役員調達本部長兼技術本部副本部長 2021年4月 同 上席執行役員技術本部長兼調達本部長(現任)	1,777株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>大石勉氏は、長年にわたり施工部門および事業所長等の要職を歴任し、豊富な職務経験と経営全般に関する見識を有しており、取締役として当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	たけだ きみ はる 武田公温 (1958年 12月3日生)	1981年4月 三菱重工業(株)入社 2007年4月 同 冷熱事業本部カーエアコン技術部長 2009年4月 同 冷熱事業本部副事業部長 2010年6月 当社取締役 2011年4月 三菱重工業(株)冷熱事業本部副事業本部長 2013年1月 三菱重工オートモーティブサーマルシステムズ(株) 代表取締役社長 2013年6月 当社取締役退任 2018年1月 三菱重工サーマルシステムズ(株)代表取締役副社長 (現任) 2018年6月 当社取締役(現任)	－株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>武田公温氏は、空調機器メーカーでの長年の経験および企業経営者としての豊富な経験を有しておられ、それらの経験と専門的見地からの助言を当社の経営判断にいかしていただきたく、同氏を社外取締役候補者といたしました。選任後は、上記の経験に基づいて取締役会等でご発言していただくとともに、独立社外取締役の立場から指名・報酬諮問委員会の委員としての職務を遂行していただくことを期待します。</p>			

- (注) 1. ※は新任の取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 武田公温氏は、社外取締役候補者であります。同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。なお、同氏は2010年6月から2013年6月までの期間、当社の社外取締役でありました。
4. 当社と武田公温氏との間において、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。
5. 武田公温氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、本年8月に更新される予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告24頁をご参照ください。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	さいかじゅんじ 雑賀純二 (1956年 7月3日生)	1980年4月 当社入社 2004年4月 同 東京本店第三工事部長 2009年4月 同 東京本店購買部長 2012年11月 同 調達本部副本部長兼東日本調達部長 2015年4月 同 調達本部長兼東日本調達部長 2015年7月 同 調達本部長兼調達企画室長 2016年10月 同 内部監査室 2017年6月 同 取締役(常勤監査等委員)(現任)	529株
<p>監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>雑賀純二氏は、当社の施工部門、調達部門、内部監査部門を歴任し、当社の業務に精通しており、当社の監査、監督に十分な役割を果たすことができると判断し、同氏を監査等委員である取締役候補者としたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	こざかい ちはる 小坂井 千春 (1954年 3月22日生)	1976年 4月 (株)名古屋相互銀行 (現(株)名古屋銀行) 入行 2005年10月 同行 尾張東エリア長兼春日井支店長 2006年 6月 同行 執行役員尾張東エリア長兼春日井支店長 2007年 6月 同行 執行役員名古屋南エリア長兼内田橋支店長 2008年 6月 同行 執行役員上前津エリア長兼上前津支店長 2010年 4月 同行 執行役員営業統括部付部長 2010年10月 同行 執行役員営業統括部長 2011年 6月 同行 取締役営業統括部長 2013年 6月 同行 取締役本店営業部長 2014年 6月 同行 常務取締役本店営業部長 2015年 6月 (株)名古屋リース代表取締役社長 (現任) 2020年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任) 2021年 6月 (株)名古屋リース代表取締役社長退任予定	一 株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>小坂井千春氏は、金融機関での長年の経験および企業経営者としての豊富な見識を有しておられ、それらの経験と幅広い見識を当社の監査、監督に反映していただきたく、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、上記の経験に基づいて取締役会等でご発言していただくとともに、独立社外取締役の立場から指名・報酬諮問委員会の委員としての職務を遂行していただくことを期待します。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	※ 飯高 弘史郎 (1957年 8月31日生)	1980年 5月 (株)千葉相互銀行(現(株)京葉銀行) 入行 2000年 2月 同行 稲毛海岸支店長 2002年 2月 同行 市原支店長 2004年 6月 同行 実籾支店長 2006年 4月 同行 営業推進部長 2007年 6月 同行 支店支援部長 2008年 6月 同行 取締役支店支援部長 2011年 6月 同行 常務取締役 2016年 6月 (株)京葉銀保証サービス代表取締役社長 2019年 6月 (株)京葉銀カード代表取締役社長(現任) 2021年 6月 同 代表取締役社長退任予定	－株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>飯高弘史郎氏は、金融機関での長年の経験および企業経営者としての豊富な見識を有しておられ、それらの経験と幅広い見識を当社の監査、監督に反映していただきたく、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。選任後は、上記の経験に基づいて取締役会等でご発言していただくとともに、独立社外取締役の立場から指名・報酬諮問委員会の委員としての職務を遂行していただくことを期待します。</p>			

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 小坂井千春および飯高弘史郎の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。小坂井千春氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社と雑賀純二および小坂井千春の両氏との間において、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。また、飯高弘史郎氏が選任された場合、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。
5. 小坂井千春および飯高弘史郎の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、本年8月に更新される予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告24頁をご参照ください。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て行う取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
みつ もり さとる 三 森 仁 (1966年 1月22日生)	1993年4月 第二東京弁護士会 弁護士登録 あさひ法律事務所入所 (現パートナー) 2008年4月 東京家庭裁判所家事調停委員 (現任) 2011年10月 原子力損害賠償紛争審査会特別委員 (現任) 2018年4月 (株)クア・アンド・ホテル監査役 (現任)	一株

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

三森仁氏は、弁護士として企業法務に精通され、その専門的な見識と企業経営にも携わっておられる経験を当社の監査、監督に反映していただきたく、同氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。就任された場合には、上記の経験に基づいて取締役会等でご発言していただくとともに、独立社外取締役の立場から指名・報酬諮問委員会の委員としての職務を遂行していただくことを期待します。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三森仁氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 三森仁氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 三森仁氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、三森仁氏が就任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、本年8月に更新される予定であります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告24頁をご参照ください。

以 上

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

当期のわが国経済は、期初の新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞を受け、内需、外需ともに大幅な落ち込みを見せるなど、景気は一旦大きく後退し、一度は持ち直しの動きが見られましたが、年が明けてからの緊急事態宣言再発令を受けて、年度末にかけて再び弱い動きとなりました。

建設業界におきましては、公共投資は、政府の経済対策により前年度と比べ増加いたしました。設備投資は、企業収益の悪化や景気の先行き不透明感の高まりにより、年度前半の減少幅が大きかったことから、受注環境は厳しい状況となりました。

このような状況のなか、当社グループといたしましては、品質へのこだわりをスローガンに掲げ、厳しい状況下においてもお客様からの信頼獲得を目指すことを基本方針としながら、中期3か年事業計画最終年度の目標達成に向けて、産業設備工事を中心にバランスの取れた受注活動を目指してまいりました。

その結果、部門別工事受注高は、企業の設備投資需要が低調に推移したことから、産業設備工事320億円（前期比2.4%減）、一般ビル設備工事207億円（前期比5.1%減）、電気設備工事25億円（前期比21.0%増）となり、工事受注高合計は553億円（前期比14億円減）と2.6%の減少となりました。これに兼業事業の受注高8億円を加えました受注総額は561億円（前期比17億円減）となり、前期と比べ3.0%減少いたしました。

次に完成工事高は、受注高の減少や完成が次期に繰り越された工事が多かったことから、539億円（前期比57億円、9.7%減）となり、これに兼業事業の売上高8億円を加えました売上高合計は548億円（前期比60億円減）で、前期と比べ9.9%減少いたしました。

利益につきましては、売上高の減少や工事粗利益率の低下により、経常利益は21億円（前期比52.7%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は12億3千4百万円（前期比57.8%減）となりました。

今後のわが国経済は、緩やかに持ち直しの動きが続くものと思われませんが、今後の感染症の流行状況によっては再び経済活動が停滞する事態となる可能性も拭えず、ワクチンの普及にも遅れがみられることから、コロナ禍以前の状況に回復するには相当な期間を要するものと思われま。建設業界におきましては、公共投資は前年並みで推移するものと思われ、設備投資は、前年の落ち込みの反動から回復傾向が見込まれますが、感染症の状況によっては、再び大きく減少することも考えられ、予断を許さない状況が続くものと思われま。

このような状況のなか当社グループといたしましては、第73期を初年度とする中期3か年事業計画の基本方針に則り、激化する競争環境に対応するため、引き続き産業設備を中心としてバランスのとれた受注活動を推進するとともに、環境に関連する新たなビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。また、デジタル技術の活用を推し進めることで、競合他社との差別化を図って競争力の強化を進めるとともに、既存の業務を見直すことで労働環境の改善につなげ、働き方改革の推進にも取り組んでまいります。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響がどこまで続くのか、全く見通しが立たない状況が続いておりますが、引き続き感染防止対策に力を入れてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

部門別受注高、売上高、繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
設備 工 事 業	産業設備工事業	17,280	32,049	32,826	16,502
	空調衛生設備工事業				
	一般ビル設備工事業	13,886	20,789	19,194	15,481
	電 気 設 備 工 事 業	255	2,540	1,974	821
	小 計	31,422	55,379	53,996	32,805
兼 業 事 業	冷熱機器販売事業	—	808	808	—
	太陽光発電事業	—	—	11	—
	不動産賃貸事業	—	—	55	—
	小 計	—	808	875	—
	合 計	31,422	56,187	54,871	32,805

当期中における主な完成工事と当期末における主な手持工事は次のとおりであります。

当期中の主な完成工事

工 事 名 称	工事場所
(株)ヤヨイサンフーズ気仙沼工場給排水衛生設備工事	宮 城 県
水戸法務総合庁舎機械設備工事	茨 城 県
フジッコ(株)関東工場煮豆棟新築工事に伴う建築設備工事	埼 玉 県
(銀・東) 日本橋駅改装に伴う機械設備改良その他工事	東 京 都
東京消防庁消防学校第一校舎空調設備改修工事	東 京 都
モザイクモール港北空調熱源改修工事	神 奈 川 県
三菱ガス化学(株)新潟工場研究総合棟新築工事	新 潟 県
綜研化学(株)浜岡事業所C棟建設工事	静 岡 県
日本ガイシ(株)小牧工場U T Y 整備工事	愛 知 県
(仮称) J Aグループ京都新ビル建設工事	京 都 府
(仮称) 池田市立新学校給食センター建設工事	大 阪 府
沢井製薬(株)三田工場特殊製剤一連生産ライン改修工事	兵 庫 県
島根県警察機動隊機械設備工事	島 根 県
ローム・アポロ(株)筑後工場新棟機械設備工事	福 岡 県
玉名消防署統合庁舎建設工事 (空調和設備・給排水衛生設備工事)	熊 本 県

当期末の主な手持工事

工 事 名 称	工事場所
アップルパレス青森大規模改修工事	青 森 県
MGCエージェンシ(株)QOL 第二期棟新築工事	福 島 県
港区立赤坂中学校等整備に伴う空調和設備工事	東 京 都
中外製薬(株)中外ライフサイエンスパーク横浜建設工事	神 奈 川 県
日本医科大学武蔵小杉病院新築工事	神 奈 川 県
新潟県事務所処遇管理棟等新営 (機械設備) 工事	新 潟 県
NGKセラミックデバイス(株)多治見工場配管ダクト電気工事	岐 阜 県
静岡市歴史文化施設空調工事	静 岡 県
京都市中央卸売市場第一市場整備工事水産棟ほか空調衛生設備改修工事	京 都 府
(仮称) 大阪新美術館建設機械設備工事	大 阪 府
佐藤薬品工業(株)製剤A棟新築工事	奈 良 県
琉球海運(株)博多港総合物流センター新築工事	福 岡 県
(株)湖池屋九州工場建設工事	熊 本 県
ハンセン (R 2) 隊舎 (4 0 0 9) 新設機械工事	沖 縄 県
PATIMBAN PORT DEVELOPMENT PROJECT	インドネシア

(2) 設備投資および資金調達状況

当期中に実施いたしました設備投資は、旧研究所跡地の有効活用のための学生向けマンション建設費および千葉支店の新社屋ビル建設費を主なものとして、総額6億9千万円であります。なお、所要資金は自己資金で賄いました。

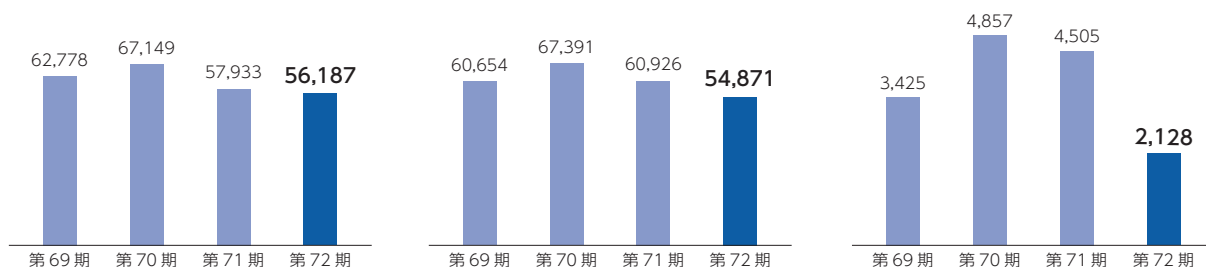
(3) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

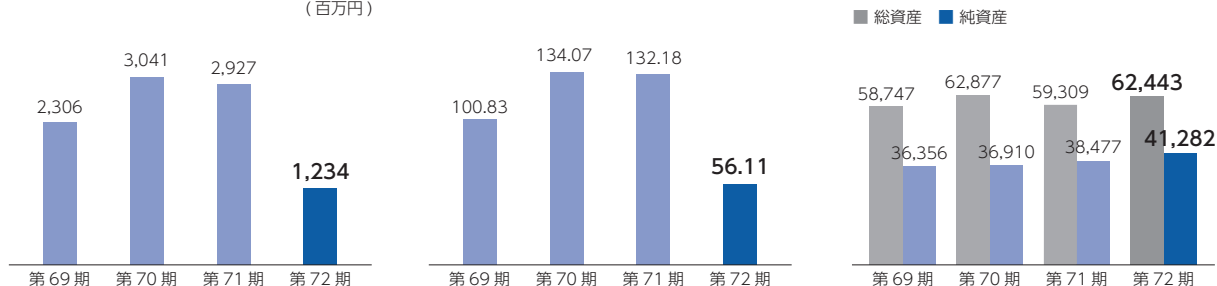
区 分		第69期 2018年3月期	第70期 2019年3月期	第71期 2020年3月期	第72期(当期) 2021年3月期
受 注	高 (百万円)	62,778	67,149	57,933	56,187
売 上	高 (百万円)	60,654	67,391	60,926	54,871
経 常	利 益 (百万円)	3,425	4,857	4,505	2,128
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		2,306	3,041	2,927	1,234
1株当たり当期純利益 (円)		100.83	134.07	132.18	56.11
総 資	産 (百万円)	58,747	62,877	59,309	62,443
純 資	産 (百万円)	36,356	36,910	38,477	41,282
1株当たり純資産 (円)		1,588.97	1,666.09	1,737.05	1,896.12

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第70期の期首から適用しており、第69期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

■ 受注高 (百万円) ■ 売上高 (百万円) ■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) ■ 1株当たり当期純利益 (円) ■ 総資産 / 純資産 (百万円)



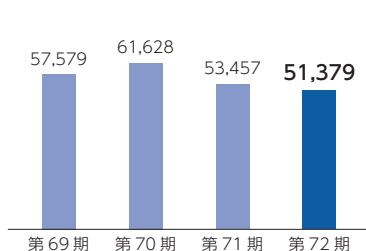
② 当社の財産および損益の状況

区 分	第69期 2018年3月期	第70期 2019年3月期	第71期 2020年3月期	第72期(当期) 2021年3月期
受 注 高 (百万円)	57,579	61,628	53,457	51,379
売 上 高 (百万円)	55,666	61,759	55,685	50,584
経 常 利 益 (百万円)	3,063	4,522	4,208	1,935
当 期 純 利 益 (百万円)	2,093	2,848	2,775	1,152
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	91.52	125.57	125.31	52.37
総 資 産 (百万円)	52,455	56,794	53,922	55,638
純 資 産 (百万円)	32,338	33,148	35,018	36,746
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,413.71	1,496.46	1,580.93	1,687.81

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第70期の期首から適用しており、第69期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

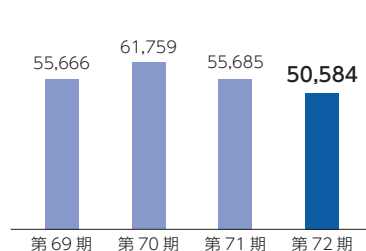
■ 受注高

(百万円)



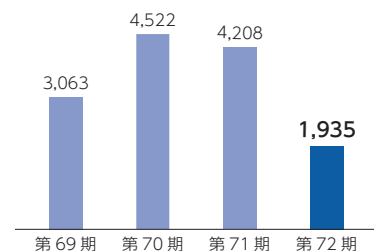
■ 売上高

(百万円)



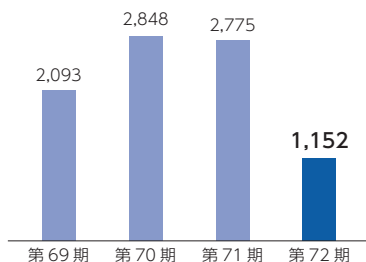
■ 経常利益

(百万円)



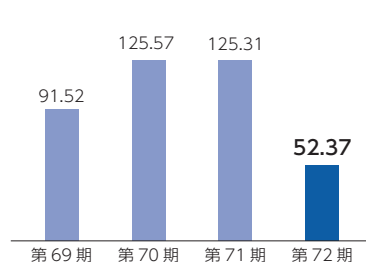
■ 当期純利益

(百万円)



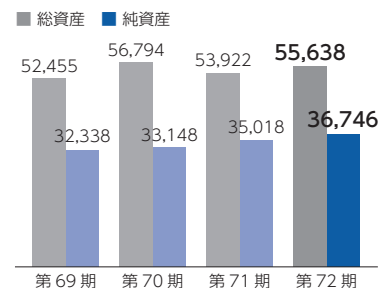
■ 1株当たり当期純利益

(円)



■ 総資産 / 純資産

(百万円)



(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
東京ダイヤエアコン株式会社	50 百万円	100 %	空調衛生設備工事業
菱和エアコン株式会社	40 百万円	100 %	空調衛生設備工事業
松浦電機システム株式会社	50 百万円	100 %	電気設備工事業
PT.TECHNO RYOWA ENGINEERING	6,000 百万 インドネシア ルピア	66.7 %	空調衛生設備工事業

(注) 上記の重要な子会社4社は連結子会社であります。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、空調衛生設備工事および電気設備工事の設計・施工ならびにこれらの設備工事にかかる機器類の販売事業等を行っております。

部門別の事業内容は以下のとおりであります。

- ① 産業設備工事業
超清浄空間や厳密な温湿度管理が必要となる電子部品、精密機器、食品および医薬品等の製造工場や研究所等における空調衛生設備工事を行っております。
- ② 一般ビル設備工事業
人々が社会活動を営む上で快適な空間を求められる事務所、学校および病院等の一般建物における空調衛生設備工事を行っております。
- ③ 電気設備工事業
工場の大型大容量電力設備から多様化するオフィスビルにおける電気設備まで、システム構築を含めた電気設備工事を行っております。
- ④ 冷熱機器販売事業
上記の設備工事に関連する空調機器等の販売を行っております。
- ⑤ 太陽光発電事業
太陽光発電施設を建設し、発電した電力を売電する事業を行っております。
- ⑥ 不動産賃貸事業
遊休地を活用して賃貸マンションを建設し、不動産の賃貸業を行っております。

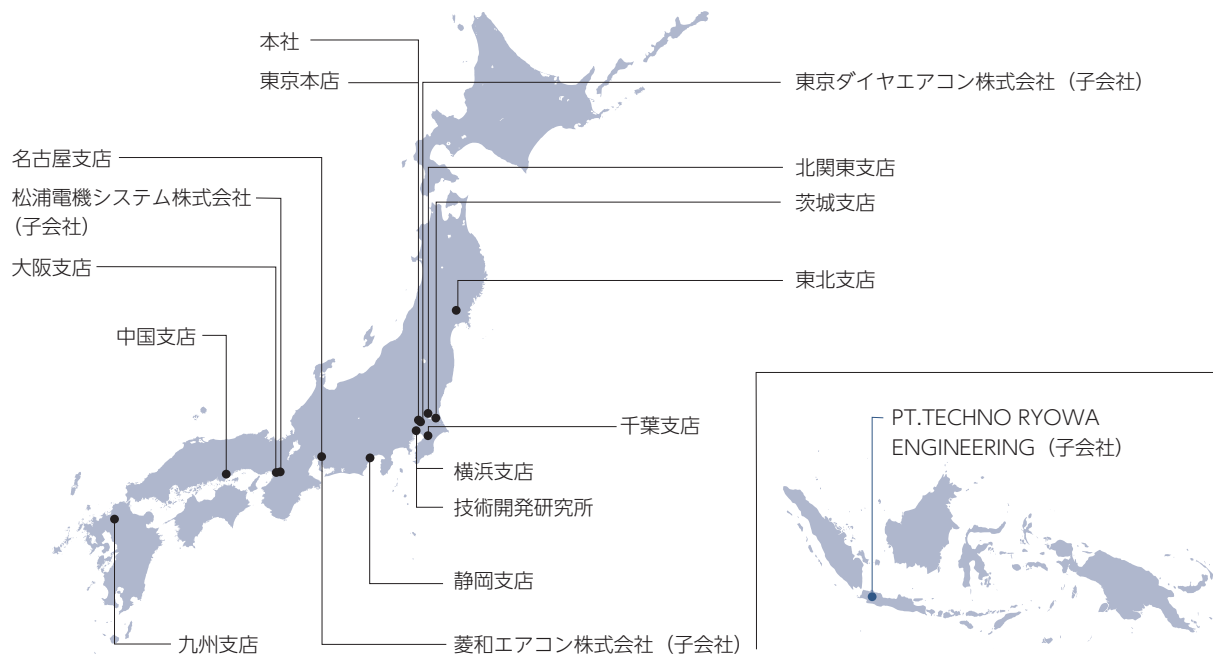
(6) 主要な営業所および研究所

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都豊島区
東 京 本 店	東京都豊島区
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市
大 阪 支 店	大阪府大阪市
東 北 支 店	宮城県仙台市
茨 城 支 店	茨城県土浦市
北 関 東 支 店	埼玉県さいたま市
千 葉 支 店	千葉県千葉市
横 浜 支 店	神奈川県横浜市
静 岡 支 店	静岡県静岡市
中 国 支 店	岡山県倉敷市
九 州 支 店	福岡県福岡市
技 術 開 発 研 究 所	神奈川県横浜市

② 子会社

名 称	所 在 地
東京ダイヤエアコン株式会社	東京都新宿区
菱和エアコン株式会社	愛知県名古屋市
松浦電機システム株式会社	大阪府守口市
PT.TECHNO RYOWA ENGINEERING	インドネシア共和国



(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
848名	4名 増

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、有期契約社員およびパートタイマーは含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
725名	増減なし	44歳1か月	14年10か月

(注) 従業員数は就業人員であります。なお、有期契約社員およびパートタイマーは含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 79,994,522株
- (2) 発行済株式の総数 22,888,604株
- (3) 株 主 数 7,103名 (前事業年度末比363名増)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
テ ク ノ 菱 和 取 引 先 持 株 会	2,287 千株	10.5 %
三 菱 重 工 サ ー マ ル シ ス テ ム ズ 株 式 会 社	1,424	6.5
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,071	4.9
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,071	4.9
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	906	4.1
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	738	3.3
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	734	3.3
株 式 会 社 京 葉 銀 行	723	3.3
テ ク ノ 菱 和 従 業 員 持 株 会	692	3.1
近 重 次 郎	672	3.0

(注) 当社は、自己株式1,116,738株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	黒 田 英 彦	社長執行役員
取 締 役	星 野 宏 一	専務執行役員名古屋支店長兼西日本営業統括
取 締 役	鈴 木 孝	常務執行役員技術本部長
取 締 役	加 藤 雅 也	上席執行役員管理本部長
取 締 役	武 田 公 温	三菱重工サーマルシステムズ(株)代表取締役副社長
取 締 役 (常勤監査等委員)	雑 賀 純 二	
取 締 役 (監査等委員)	本 間 正 広	
取 締 役 (監査等委員)	小坂井 千 春	(株)名古屋リース代表取締役社長

- (注) 1. 武田公温、本間正広および小坂井千春の3氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 2. 監査等委員である取締役本間正広および小坂井千春の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門との十分な連携を図るため、雑賀純二氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 当事業年度中および事業年度末日後の取締役の異動

① 就任

2020年6月26日開催の第71回定時株主総会において、加藤雅也氏が新たに取締役に選任され、また、小坂井千春氏が新たに監査等委員である取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

② 退任

2020年6月26日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、取締役飯田亮輔および根岸孝雄の両氏が任期満了により、また、監査等委員である取締役小栗章雄氏が辞任により、それぞれ退任いたしました。

③ 事業年度末日後の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
鈴 木 孝	技術本部・技術開発本部管掌	技術本部長	2021年4月1日
加 藤 雅 也	常務執行役員	上席執行役員	2021年4月1日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（武田公温、雑賀純二、本間正広および小坂井千春の4氏）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役としての業務につき行った行為に起因して取締役に対して損害賠償請求がなされたことで当該取締役が被る損害について、当該保険契約により補填することとしております。取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、保険契約には免責額を設け、縮小支払割合を定めしております。

なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員 であるものを除く） （うち社外取締役）	148,209 千円 （ 600 千円 ）	113,209 千円 （ 600 千円 ）	35,000 千円 （ - ）	7名 （ 1名 ）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	23,773 千円 （ 9,613 千円 ）	23,773 千円 （ 9,613 千円 ）	- （ - ）	4名 （ 3名 ）

(注) 上記の支給人数には、2020年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査等委員である取締役1名を含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

取締役の会社業績向上に対する意識を高めるため、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、業績連動報酬等として取締役賞与を支給しております。取締役賞与は、「役員報酬規程」にその支給基準が定められており、取締役会の決議を経て支給しております。取締役賞与の支給総額を決定するにあたっては、事業計画を策定するうえで重要な指標として認識している経常利益（単体）を支給総額決定の根拠となる指標として用いております。

取締役賞与の算定方法は、役員賞与引当金計上前の経常利益に一定割合を乗じた金額を支給総額としており、経常利益に応じて変動する仕組みとしておりますが、支給額が過大とならないよう、決定できる支給総額に上限を設けております。

当事業年度を含む経常利益（単体）の推移は、1. (3) ②「当社の財産および損益の状況」に記載のとおりです。

③ 取締役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第68回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役年額15百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年6月28日開催の第68回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

i 当該方針の決定の方法

当該方針を決定するにあたって、取締役会の諮問機関として任意に設置する指名・報酬諮問委員会に方針の原案を諮り、同委員会で審議のうえ、同委員会の意見を踏まえて2021年2月26日開催の取締役会において当該方針を決議いたしました。

ii 当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬に関しては、業績連動報酬である取締役賞与と業績連動報酬以外の報酬である月額報酬により構成されており、過度なインセンティブを付与することが業績達成への圧力となり、不正に繋がることも考えられることを考慮し、一定の月額報酬をベースとしつつ、各取締役の業績への貢献に対しては、取締役賞与の支給をもって評価する方針としております。なお、個人別の報酬等についての種類ごとの割合は定めておりませんが、業績連動報酬である取締役賞与については、「役員報酬規程」に支給できる上限を定めております。

月額報酬は、固定的な報酬として、毎月一定額を支給します。支給額は株主総会の決議の範囲内で、役位毎に取締役会において定められております。月額報酬のうち、役位

毎に定めた一定額を役員持株会に拠出することとし、持株会の持分については、在任期間中の引き出しを禁止しております。これにより、中長期的に株価上昇へのインセンティブを付与することとします。

取締役賞与は、「役員報酬規程」にその支給基準が定められており、取締役会の決議を経て支給することとしております。当社は事業計画を策定するにあたり、経常利益を重要な指標として捉えており、業績連動報酬である取締役賞与についても、支給総額の決定の根拠となる指標として選択しております。個別の支給額の決定については、取締役会決議により代表取締役社長執行役員に一任されており、代表取締役社長執行役員は、各取締役の期間業績達成度合いに応じて個々の取締役に対する評価を実施し、指名・報酬諮問委員会の意見を踏まえて、個別の支給額を決定しております。

- iii 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の月額報酬である基本報酬については、役位毎の支給額を取締役会で決議しており、取締役賞与については、「役員報酬規程」に支給総額の計算方法や上限、支給条件等を定めるなど、報酬の透明性確保に努めております。また、個人別の報酬等の決定にあたっては、「指名・報酬諮問委員会規程」に同委員会の審議を踏まえて決定する手続きを定めており、個別の支給額はこれらの手続きを踏まえて決定されたことを確認していることから、報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

- ⑤ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、2020年5月12日開催の取締役会において、代表取締役社長執行役員黒田英彦に取締役賞与の個別の支給額の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、「役員報酬規程」に基づき決定された取締役賞与の支給総額の範囲内で、各取締役の担当部門の期間業績達成度合いを評価し、個人別の支給額を決定することであり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の業績達成状況の評価を行うには代表取締役社長執行役員が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、代表取締役社長執行役員が個別の賞与額を決定するにあたっては、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会に諮り、同委員会の意見を踏まえて、支給額を決定しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役武田公温氏の兼職先である三菱重工サーマルシステムズ株式会社と当社との間には、空調設備工事の施工についての取引関係があります。

監査等委員である社外取締役小坂井千春氏の兼職先である株式会社名古屋リースと当社との間には、社用車のリースに関する取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役である武田公温氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回全てに出席し、専門分野に関して議案審議に必要な発言を適宜行いました。

監査等委員である社外取締役本間正広および小坂井千春の両氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち、本間氏は14回全て、小坂井氏は就任後開催の11回全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行いました。また、当事業年度開催の監査等委員会15回のうち、本間氏は15回全て、小坂井氏は就任後開催の10回全てに出席し、主に金融機関における長年の経験を通じて培った知識・見地から監査等委員会の審議に必要な発言を適宜行いました。

社外取締役には、それぞれの専門的な立場からの助言や業務執行者から独立した立場からの経営に対する監督の役割を期待しており、各社外取締役は、それぞれの専門分野の知見に基づいて取締役会において適宜発言を行ったほか、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員として、独立した立場から取締役の選任や取締役の報酬に関する議案の審議を行いました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額 | 46百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 49百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に英文連結財務諸表に係る監査業務および「収益認識に関する会計基準」への対応に係る助言・指導についての対価を支払っており、上記②の合計額に含めております。
3. 監査等委員会は、取締役等の関係者および会計監査人から報告を受け、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当社の会計監査人が会社法や公認会計士法等の法令に違反したり監督官庁から監査業務停止処分を受ける等の事実により、当社の会計監査の信頼性に疑義を生じさせることになると判断した場合には、当社監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任することがあります。

5. 業務の適正を確保するための体制および運用状況に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が、内部統制システム構築の基本方針として取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することはもとより、社会規範や企業倫理にも適ったものとするために「企業倫理行動指針」を制定する。取締役および執行役員は、自らの率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。取締役、執行役員および使用人は、この指針に従って職務の執行にあたり、企業の社会的責任を果たし、広く社会からの信頼を獲得することを目指す。
 - ii 取締役会については「取締役会規程」によりその適切な運営が確保されており、原則月1回開催し、その他必要に応じて随時開催して各取締役の業務執行状況を互いに監督する。取締役は他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会および取締役会に報告し、その是正を図る。監査等委員は取締役会には社外監査等委員を含む全員が出席し、経営会議および月1回開催される支店長会議には常勤監査等委員が出席して、業務の執行状況を確認し、必要に応じて意見を述べる。また、監査等委員は業務執行取締役および使用人に対して必要に応じヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、その職務執行状況を確認する。
 - iii 内部監査部門として社長直属の内部監査室を設置する。内部監査室は「内部監査規程」に基づいて、使用人が法令、定款および社内規則に則った業務執行を行っているかを調査する。
 - iv コンプライアンス体制を確立し不祥事を未然に防止するという目的を達成するため、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス委員会規程」に基づいて、社内のコンプライアンス体制の整備、維持を図るとともに、法令違反その他のコンプライアンス違反に該当する事項を発見した場合の対応策および処分等を審議する。
 - v 取締役、執行役員および従業員に対し、日常業務遂行にあたっての行動準則を示すものとして、「コンプライアンス・マニュアル」を作成する。
 - vi コンプライアンス上問題がある行為を知った場合の報告先として「コンプライアンス投書箱」を設置し、匿名または記名による報告を受ける。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役、執行役員および従業員の職務執行については、「組織および職制規程」に定められた権限に基づき、取締役会等の重要会議の決議や決裁権者の決裁を受け、議事録および決裁書は、「文書管理要領」に基づいて保存・管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として、「リスク管理基本規程」を制定し、リスク管理に関する基本方針を定め、同規程に基づいた社長直轄のリスク管理委員会を設置する。また、リスクを体系的に管理するために、当社を取り巻く主要なリスクを「リスク一覧表」として取りまとめ、規程に定めた管理プロセスに則りリスクへの対処方法を検討する。不測の重大リスクが発生した場合には、社長または社長が任命する者を長とする緊急体制を敷き、関係部門への指示を徹底して被害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 取締役会の運営は「取締役会規程」に基づいて行われ、業務執行に関する重要事項を審議し、決議する。取締役会の意思決定のための協議機関として社長ならびに社長の指名する取締役および執行役員をメンバーとする経営会議を設置し、取締役会にかけ重要事項の事前審議ならびに業務執行方針に関する事項および重要な個別案件の審議を行う。
 - ii 取締役への委嘱業務は、取締役会において決定し、各取締役は委嘱された担当の業務について「職務分掌表」、「職務権限基準」において定められた役割、権限に基づいて業務執行を行う。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 子会社の管理は管理本部が担当し、「関連会社管理規程」に基づいて、子会社の経営管理および経営指導を行う。子会社は同規程に従い当社への申請、報告を行う。
 - ii 「関連会社管理規程」に基づいて行われた子会社からの申請、報告をもとに、子会社のリスク管理、法令遵守等の実施状況を把握して、子会社に対して諸施策の改善や見直し等を図らしめる。
 - iii 当社の取締役、執行役員または従業員が子会社の取締役を兼務し、取締役会への参加を通じて取締役の職務の執行状況を確認する。また、子会社から定期的に業績の進捗状況を提出させ、子会社の経営状態を把握して適切な経営指導を行う。さらに、四半期ごとに国内連結子会社の社長を当社の支店長会議に参加させ、子会社に対して事業方針や事業計画等の報告を求めるとともに、当社グループ全体での経営方針等の共有を図る。
 - iv 子会社の取締役および従業員に対して「コンプライアンス投書箱」の報告先を周知させ、当社の従業員と同様に子会社からもコンプライアンスに関する報告、質問等を受ける。また、子会社に対しても「コンプライアンス・マニュアル」を配布し、法令遵守への意識づけを行う。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、内部監査室の所属員がこれにあたる。当該使用人は、監査等委員会から受けた指示の範囲内においては監査等委員会の指揮命令に従い、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動については、監査等委員会の同意を要するものとする。
- ⑧ 監査等委員会への報告に関する体制
- i 取締役、執行役員および使用人は、監査等委員会が選定する監査等委員から重要な会議の議事録、決裁書その他業務執行に関する文書の閲覧およびその説明を求められた場合は、これに従う。また、常勤監査等委員は、取締役会のほか、経営会議、支店長会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議へ出席し、取締役、執行役員および使用人の業務執行状況を確認して、必要に応じ報告を求める。
 - ii 常勤監査等委員は国内連結子会社の非常勤監査役を兼務し、取締役会等の重要な会議へ出席する。また、監査等委員会が選定する監査等委員は子会社を定期的に訪問し、子会社の社長、取締役および従業員に対し、適宜ヒアリングを行い、業務執行状況等の報告を受ける。
- ⑨ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「コンプライアンス委員会規程」において内部通報を行った者に対する不利益な取扱いを禁止しており、この考え方に従って、監査等委員会へ報告をした者に対して不利益な取扱いを行ってはならないものとする。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の通常の職務の執行について生ずる費用について、監査等委員会の監査計画に応じた予算を設定しており、監査等委員がその職務の執行について費用の前払い等の請求を行ったときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
社内の業務監査部門である内部監査室は、監査等委員会と連携して監査を行うことにより監査業務の効率化を図る。内部監査室長は、可能な限り監査等委員会に出席して、業務監査についての報告および監査についての意見交換を行う。監査等委員会および内部監査室は定期的に会計監査人との情報交換および意見交換を行い、三様監査による監査の実効性確保を図るよう努める。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備と改善を継続的に推進して、財務報告の信頼性の確保に努める。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社は、総会屋・暴力団等の社会の秩序を乱す反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断することを基本方針としている。
- i 反社会的勢力に対する基本方針を「企業倫理行動指針」に明文化するとともに、「反社会的勢力対応規程」を整備し、全役職員に研修などを通じて遵守の徹底を図る。
 - ii コンプライアンス・マニュアルにおいて反社会的勢力に対する心構えや行動原則等を示し、これらの勢力との関係遮断を全役職員に周知徹底する。
 - iii 反社会的勢力からの不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携して情報の収集に努め、必要に応じて連携して対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム構築の基本方針に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

内部統制システムの適切な運用を確保するため、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の委員会を設置し、適宜開催しております。また、当社の行動準則である「企業倫理行動指針」について、企業に求められるコンプライアンス水準の高まりに対応するため、従来の指針には記載がなかったものの、倫理的に重要と思われる項目を追加する「企業倫理行動指針」の改正を行いました。また、その浸透状況を確認するため、全役職員に向けた行動指針についてのアンケートを実施したほか、新しく部長に就任した者に対し、行動指針を遵守する旨の宣誓書を提出させるなど、企業倫理に関する意識の向上に努めております。

コンプライアンスに関しては、支店長会議において定期的に研修を実施し、事業所長等の出席者への注意喚起を図るとともに、研修内容を事業所各部門で実施する勉強会のテーマとして取り上げ、従業員への周知を図りました。また、新入社員研修や新任管理職研修においてコンプライアンス研修を実施し、法令遵守の意識づけを行いました。

子会社については、基本方針に定めたとおり、子会社の取締役会への参加や子会社からの申請・報告をもとに子会社の業務執行状況を把握し、業務の適正の確保に努めてまいりました。

内部監査室は、支店・営業所への訪問や、コロナ禍のなかで訪問が難しい場合はリモート会議を活用して監査を実施し、社内規程や内部統制ルールの遵守状況を確認し、問題点を発見した場合は是正指導を行うとともに、内部統制委員会を通じて社長や常勤監査等委員に報告を行いました。

監査等委員は、内部監査室長や社外取締役との情報交換により情報の共有化を図ったうえでリモート会議も活用しながら支店・営業所の往査を実施して、業務執行取締役、執行役員および使用人の職務の執行状況を監査いたしました。また、常勤監査等委員は、各委員会等の重要会議に出席し、内部統制の運用状況を確認いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	40,959	流 動 負 債	18,245
現金及び預金	14,726	支払手形・工事未払金等	7,622
受取手形・完成工事未収入金等	19,648	電子記録債務	6,179
電子記録債権	4,500	1年内返済予定の長期借入金	60
有価証券	99	リース債務	1
未成工事支出金等	177	未払費用	682
その他	1,810	未払法人税等	200
貸倒引当金	△2	未成工事受入金	1,256
固 定 資 産	21,483	賞与引当金	590
有 形 固 定 資 産	4,427	役員賞与引当金	53
建物・構築物	4,094	完成工事補償引当金	139
機械・運搬具・工具器具備品	1,353	工事損失引当金	521
土地	1,876	その他の他	935
リース資産	8	固 定 負 債	2,915
建設仮勘定	300	長期借入金	60
減価償却累計額	△3,207	リース債務	0
無 形 固 定 資 産	207	繰延税金負債	2,283
ソフトウェア	146	再評価に係る繰延税金負債	135
その他	60	退職給付に係る負債	251
投資その他の資産	16,848	その他の他	185
投資有価証券	10,035	負 債 合 計	21,160
退職給付に係る資産	4,675	純 資 産 の 部	
その他	2,156	株 主 資 本	35,737
貸倒引当金	△19	資 本 金	2,746
資 産 合 計	62,443	資 本 剰 余 金	2,498
		利 益 剰 余 金	31,490
		自 己 株 式	△998
		その他の包括利益累計額	5,544
		その他有価証券評価差額金	4,776
		土地再評価差額金	△64
		為替換算調整勘定	0
		退職給付に係る調整累計額	831
		純 資 産 合 計	41,282
		負 債 純 資 産 合 計	62,443

連結損益計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高	53,996	
兼業事業売上高	875	54,871
売上原価		
完成工事原価	46,242	
兼業事業売上原価	722	46,965
売上総利益		
完成工事総利益	7,753	
兼業事業売上総利益	152	7,906
販売費及び一般管理費		6,197
営業利益		1,709
営業外収益		
受取利息及び配当金	197	
受取保険金	18	
為替差益	147	
その他	73	436
営業外費用		
支払利息	12	
その他	4	16
経常利益		2,128
特別利益		
投資有価証券売却益	77	77
特別損失		
固定資産処分損	32	
投資有価証券評価損	134	167
税金等調整前当期純利益		2,038
法人税、住民税及び事業税	770	
法人税等調整額	33	803
当期純利益		1,234
親会社株主に帰属する当期純利益		1,234

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,746	2,498	31,009	△656	35,597
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△753		△753
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,234		1,234
自 己 株 式 の 取 得				△341	△341
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	481	△341	140
当 期 末 残 高	2,746	2,498	31,490	△998	35,737

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	3,084	△64	△0	△139	2,879	38,477
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△753
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						1,234
自 己 株 式 の 取 得						△341
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,692	-	1	971	2,664	2,664
当 期 変 動 額 合 計	1,692	-	1	971	2,664	2,804
当 期 末 残 高	4,776	△64	0	831	5,544	41,282

連 結 注 記 表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社	(東京ダイヤエアコン(株)、菱和エアコン(株)、 松浦電機システム(株)、PT.TECHNO RYOWA ENGINEERING)
非連結子会社の数	3社	(株)アール・デザインワークス、(株)ダイヤランド、 KYODO TECHNO MYANMAR CO., LTD.)

非連結子会社3社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社3社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。なお、関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PT.TECHNO RYOWA ENGINEERINGの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金等 主として個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 15～50年

機械・運搬具・工具器具備品 4～17年

無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 従業員に対する翌連結会計年度の賞与支給に備えるため、支給予定額のうち支給対象期間に基づく当連結会計年度対応分を計上しております。
- 役員賞与引当金 役員に対する賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。
- 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- (5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- なお、工事進行基準による完成工事高は、39,199百万円であります。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (7) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を掲載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

工事進行基準による完成工事高	39,199百万円
工事損失引当金	521百万円

上記に記載した金額は、連結注記表の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」4(3)及び4(5)に記載した方法で算出しております。

工事進行基準の適用や工事損失引当金の計上は、工事の完成に要する総支出額である工事契約ごとの工事原価総額の見積りに大きく依存しております。

この工事原価総額の見積りに当たっては、全ての工事契約に適用可能な画一的な判断尺度を得られにくく、資材や外注費等の市況変動や価格交渉、仕様変更による外注費の増減など工事契約内容に関する専門的知識及び実務経験を有する者による高度な判断が求められるとともに、工事の進捗に伴い、予期し得ない設計・仕様変更、資材及び外注費等の市況変動や価格交渉の結果によって工事原価総額が大幅に増減することがあることから、翌連結会計年度の連結計算書類において、完成工事高(当期完成工事を除く)や工事損失引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表関係】

1. 担保に供している資産

契約保証金等のために、下記の資産を差入れしております。

現金及び預金 (定期預金)	220百万円
---------------	--------

2. 事業用土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
------------	------------

3. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【連結損益計算書関係】

記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【連結株主資本等変動計算書関係】

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式

22,888千株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通 株式	487	22.00	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月5日 取 締 役 会	普通 株式	265	12.00	2020年9月30日	2020年12月4日
計		753	34.00		

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案
しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 348百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 16円00銭 |
| ③ 基準日 | 2021年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2021年6月28日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【金融商品関係】

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を金融機関等からの借入により調達しております。資金運用については流動性を重要視し、運用期間を短期とすることにより、市場リスクを極力回避しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの管理諸規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的
に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形・工事未払金等及び電子記録債務は、そのすべてが1年以内の支払期日であ
ります。

借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金は返済期間30か月以内の固定金利で
調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について

は、次のとおりであります。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	14,726	14,726	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	19,648	19,648	—
(3) 電子記録債権	4,500	4,500	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	9,427	9,427	—
(5) 支払手形・工事未払金等	(7,622)	(7,622)	—
(6) 電子記録債務	(6,179)	(6,179)	—
(7) 未払法人税等	(200)	(200)	—
(8) 長期借入金	(120)	(120)	0

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等、並びに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形・工事未払金等、(6) 電子記録債務、並びに (7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額708百万円) は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

【退職給付関係】

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。また、確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、国内連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	6,186百万円
勤務費用	198
利息費用	43
数理計算上の差異の発生額	15
退職給付の支払額	<u>△532</u>
退職給付債務の期末残高	5,910

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	9,087百万円
期待運用収益	240
数理計算上の差異の発生額	1,473
事業主からの拠出額	317
退職給付の支払額	<u>△532</u>
年金資産の期末残高	10,585

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	252百万円
退職給付費用	25
退職給付の支払額	<u>△27</u>
退職給付に係る負債の期末残高	251

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	5,910百万円
年金資産	<u>△10,585</u>
	△4,675
非積立型制度の退職給付債務	<u>251</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△4,423

退職給付に係る負債	251百万円
退職給付に係る資産	<u>△4,675</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△4,423

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	198百万円
利息費用	43
期待運用収益	△240
数理計算上の差異の費用処理額	△13
過去勤務費用の費用処理額	△45
簡便法で計算した退職給付費用	25
確定給付制度に係る退職給付費用	△31
(6) 退職給付に係る調整額	
退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
過去勤務費用	△45百万円
数理計算上の差異	1,444
合計	1,399
(7) 退職給付に係る調整累計額	
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。	
未認識過去勤務費用	79百万円
未認識数理計算上の差異	1,118
合計	1,198

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	51%
債券	39
現金及び預金	2
その他	8
合計	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が32%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.7%
長期期待運用収益率	3.0%

なお、当社は退職給付見込額の期間帰属方法として、ポイント制（将来のポイントの累計を織り込まない方法）を採用しているため、退職給付債務の算定に際して予想昇給率を使用しておりません。

3. 確定拠出制度

当社及び国内連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は51百万円であります。

【賃貸等不動産関係】

重要性がないため、記載を省略しております。

【1 株当たり情報】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,896円12銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 56円11銭 |

【新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて】

固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響については、翌連結会計年度以降も当面継続すると仮定して会計上の見積りを行っております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	35,884	流動負債	16,607
現金及び預金	11,168	支払手形	1,123
受取手形	1,256	電子記録債権	6,194
電子記録債権	4,106	工事未払金	5,266
完成工事未収入金	16,892	買掛金	231
売掛金	421	1年内返済予定の長期借入金	60
有価証券	99	リース負債	1
未成工事支出金	138	未払費用	619
立替金	1,316	未払法人税等	165
その他の金	530	未払消費税等	419
貸倒引当金	△46	未成工事受入金	902
固定資産	19,753	預り引当金	311
有形固定資産	4,260	賞与引当金	521
建物・構築物	3,854	役員賞与引当金	35
機械・運搬具	334	完成工事補償引当金	135
工具器具・備品	936	工事損失引当金	521
土地	1,786	その他の引当金	97
リース資産	8	固定負債	2,284
建設仮勘定	300	長期借入金	60
減価償却累計額	△2,959	繰上返済負債	0
無形固定資産	195	繰延税金負債	1,916
ソフトウェア	137	繰延税金負債	135
その他の金	57	繰上返済の他	171
投資その他の資産	15,297	負債合計	18,891
投資有価証券	9,898	純資産の部	32,065
関係会社株式	502	株主資本	2,746
前払年金費用	3,476	資本剰余金	2,498
破産更生債権等	9	資本準備金	2,498
その他の金	1,430	利益剰余金	27,818
貸倒引当金	△19	利益準備金	490
資産合計	55,638	その他の利益剰余金	27,328
		別途積立金	15,700
		繰越利益剰余金	11,628
		自己株式	△998
		評価・換算差額等	4,681
		その他有価証券評価差額金	4,745
		土地再評価差額金	△64
		純資産合計	36,746
		負債純資産合計	55,638

損益計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位 百万円)

科目	金額	
売上高	49,233	
兼業事業売上高	1,351	50,584
売上原価	42,351	
兼業事業売上原価	1,198	43,549
売上総利益	6,881	
完成工事総利益	153	7,034
兼業事業売上総利益		
販売費及び一般管理費		5,552
営業利益		1,482
営業外収益		
受取利息及び配当金	267	
受取保険金	18	
為替差益	147	
その他	72	505
営業外費用		
支払利息	18	
貸倒引当金繰入	31	
その他	3	52
経常利益		1,935
特別利益		
投資有価証券売却益	77	77
特別損失		
固定資産処分損	32	
投資有価証券評価損	134	167
税引前当期純利益		1,845
法人税、住民税及び事業税	670	
法人税等調整額	21	692
当期純利益		1,152

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					
			別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	2,746	2,498	490	15,700	11,229	27,419	△656	32,007	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△753	△753		△753	
当 期 純 利 益					1,152	1,152		1,152	
自 己 株 式 の 取 得							△341	△341	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	399	399	△341	57	
当 期 末 残 高	2,746	2,498	490	15,700	11,628	27,818	△998	32,065	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,075	△64	3,011	35,018
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△753
当 期 純 利 益				1,152
自 己 株 式 の 取 得				△341
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,670	-	1,670	1,670
当 期 変 動 額 合 計	1,670	-	1,670	1,727
当 期 末 残 高	4,745	△64	4,681	36,746

個 別 注 記 表

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び
関連会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 未成工事支出金等 主として個別法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - (リース資産を除く) 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物・構築物 15～50年
機械・運搬具 4～17年
工具器具・備品 4～8年
 - 無形固定資産
 - (リース資産を除く) 自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金 従業員に対する翌事業年度の賞与支給に備えるため、支給予定額のうち支給対象期間に基づく当事業年度対応分を計上しております。
 - 役員賞与引当金 役員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
 - 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用支出に備えるため、過去の支出割合に基づく必要額を計上しております。
 - 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

5. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は、36,761百万円であります。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「貸倒引当金繰入額」は12百万円であります。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を掲載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

工事進行基準による完成工事高	36,761百万円
工事損失引当金	521百万円

上記に記載した金額は、個別注記表の「重要な会計方針」3及び5に記載した方法で算出しております。

工事進行基準の適用や工事損失引当金の計上は、工事の完成に要する総支出額である工事契約ごとの工事原価総額の見積りに大きく依存しております。

この工事原価総額の見積りに当たっては、全ての工事契約に適用可能な画一的な判断尺度を得られにくく、資材や外注費等の市況変動や価格交渉、仕様変更による外注費の増減など工事契約内容に関する専門的知識及び実務経験を有する者による高度な判断が求められるとともに、工事の進捗に伴い、予期し得ない設計・仕様変更、資材及び外注費等の市況変動や価格交渉の結果によって工事原価総額が大幅に増減することがあることから、翌事業年度の計算書類において、完成工事高(当期完成工事を除く)や工事損失引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表関係】

1. 担保に供している資産

契約保証金等のために、下記の資産を差入れしております。

現金及び預金（定期預金）	220百万円
--------------	--------

2. 関係会社に対する短期金銭債権

486百万円

短期金銭債務

58

3. 事業用土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

4. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【損益計算書関係】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

542百万円

仕入高

153

営業取引以外の取引高

281

2. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【株主資本等変動計算書関係】

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 1,116千株
2. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

【税効果会計関係】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金		158百万円
投資有価証券評価損		392
その他		399
繰延税金資産 小計		949
評価性引当額		△469
繰延税金資産 合計		479
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△1,844
前払年金費用		△552
繰延税金負債 合計		△2,396
繰延税金資産（負債）の純額		△1,916

【リース取引関係】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両運搬具及び事務用機器等の一部については、リース契約により使用しております。

【関連当事者情報】

重要性がないため、記載を省略しております。

【1株当たり情報】

1. 1株当たり純資産額 1,687円81銭
2. 1株当たり当期純利益 52円37銭

【新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて】

固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについては、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響については、翌事業年度以降も当面継続すると仮定して会計上の見積りを行っております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社テクノ菱和

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 日下靖規 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大村広樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テクノ菱和の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノ菱和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社テクノ菱和

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日下 靖規 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 広樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノ菱和の2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社テクノ菱和 監査等委員会

常勤監査等委員 雑賀純二 ㊟

監査等委員 本間正広 ㊟

監査等委員 小坂井千春 ㊟

(注) 監査等委員本間正広及び小坂井千春は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

<× 毛 欄>

<× ㄇ 欄>

株主総会会場ご案内図

- 会場 東京都豊島区南大塚3丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 6階「コンコード」
電話 03-5950-1200 (代表)



- 交通 JR山手線 大塚駅 南口より 徒歩約2分
都電荒川線 大塚駅前駅より 徒歩約2分
東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅より徒歩約7分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。